



# 島根県報

平成25年7月5日（金）  
号外第115号  
（毎週火・金曜日発行）  
<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【条 例】

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	（人 事 課）	5
特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例	（税 務 課）	6
島根県議会議員及び島根県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例	（市 町 村 課）	10
島根県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例の一部を改正する条例	（健 康 推 進 課）	11
島根県子ども・子育て支援推進会議条例	（青 少 年 家 庭 課）	12
島根県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例	（薬 事 衛 生 課）	14
貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例	（水 産 課）	16
島根県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例	（道 路 維 持 課）	17
島根県営住宅条例の一部を改正する条例	（建 築 住 宅 課）	20
島根県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	（企 業 局 総 務 課）	21

## 公布された条例等のあらまし

## ◇職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（条例第21号）

## 1 条例の概要

- (1) 新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定により本県に派遣された職員が、住所又は居所を離れて本県の区域に滞在することを要する場合に、その職員に対して支給することとした。（第15条の10関係）
- (2) その他規定の整理

## 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

## ◇特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例（条例第22号）

## 1 条例の概要

- (1) 離島振興法に基づく県税の課税免除に係る改正（第1条の2関係）

ア 対象者の要件を次のように改めることとした。

改正前	改正後
法人又は個人	青色申告書を提出する法人若しくは個人又は連結親法人若しくはその連結子法人

イ 対象業種を次のように改めることとした。

改正前	改正後
製造の事業	製造の事業
旅館業	旅館業
ソフトウェア業	情報サービス業、有線放送業、インターネット附随サービス業等

ウ 対象設備及び対象設備に係る適用基準額を変更することとした。

- (2) 半島振興法に基づく県税の不均一課税に係る改正（第4条関係）  
対象設備に係る適用基準額を変更することとした。
- (3) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律に基づく県税の不均一課税に対する減収補填措置の対象となる期間が経過したことに伴う不均一課税措置の廃止（第5条関係）
- (4) その他規定の整備

## 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

## ◇島根県議会議員及び島根県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例（条例第23号）

## 1 条例の概要

引用する条項の整理（第9条関係）

## 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

## ◇島根県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例の一部を改正する条例（条例第24号）

## 1 条例の概要

普通調整交付金の交付において病床転換支援金の納付に要する費用の額を勘案することとする期限について次のと

おり改正することとした。（附則第5項・第6項関係）

改 正 前	改 正 後
平成25年 3 月31日まで	平成30年 3 月31日まで

## 2 施行期日等

公布の日から施行し、平成25年度分の島根県国民健康保険調整交付金から適用することとした。

### ◇島根県子ども・子育て支援推進会議条例（条例第25号）

#### 1 条例の概要

##### (1) 設置

島根県子ども・子育て支援推進会議（以下「推進会議」という。）を設置することとした。（第1条関係）

##### (2) 組織（第2条関係）

ア 推進会議は、委員20人以内で組織することとした。

イ 委員は、子ども・子育て支援に関し十分な知識又は経験を有する者その他知事が必要と認める者のうちから、知事が任命することとした。

##### (3) 任期

委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とすることとした。（第3条関係）

##### (4) 会長

会長は、委員の互選により定めることとした。（第4条関係）

##### (5) 会議

推進会議の会議は、会長が招集し、その議長となることとした。（第5条関係）

##### (6) 専門委員

専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができることとした。（第6条関係）

##### (7) 部会

推進会議は、その定めるところにより、部会を置くことができることとした。（第7条関係）

## 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

### ◇島根県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例（条例第26号）

#### 1 条例の概要

(1) 動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う規定の整備（第4条・第9条・第12条・第15条・第16条・第19条・第23条関係）

(2) その他規定の整理

## 2 施行期日

平成25年9月1日から施行することとした。

### ◇貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例（条例第27号）

#### 1 条例の概要

新規自営漁業者定着支援資金の貸付けを受ける者について、次に掲げる要件を加えることとした。（第2条関係）

(1) 漁業協同組合等が水産庁長官が選定した者の補助を受けて行う漁労技術習得研修（研修修了後、独立して漁業を営むことを目指す者に対して行う研修に限る。以下「国の研修」という。）を受けた期間が12月以上の者で当該研修を修了した日における年齢が50歳未満のもの

(2) 国の研修及び漁業協同組合が県の補助を受けて行う漁労技術習得研修のいずれもを受けた者のうち、それぞれの研

修を受けた期間を合算した期間が12月以上の者で最後の研修を修了した日における年齢が50歳未満のもの

## 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

### ◇島根県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（条例第28号）

#### 1 条例の概要

##### (1) 占用料の新設（別表関係）

占 用 物 件	占 用 料					
	単 位	所 在 地				
		消費税法適用外		消費税法適用		
		市の区域	町村の区域	市の区域	町村の区域	
太陽光発電設備及び風力発電設備	占用面積	1,000円	950円	1,050円	997円50銭	
津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設	1 平方メートル	近傍類似の土地の時価に0.025を乗じて得た額		近傍類似の土地の時価に0.02625を乗じて得た額		
食事施設、購買施設その他これらに類する施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	につき1年	近傍類似の土地の時価に0.014を乗じて得た額	近傍類似の土地の時価に0.018を乗じて得た額	近傍類似の土地の時価に0.0147を乗じて得た額	近傍類似の土地の時価に0.0189を乗じて得た額
			近傍類似の土地の時価に0.025を乗じて得た額	近傍類似の土地の時価に0.02625を乗じて得た額		

##### (2) 引用する条項の整理（別表関係）

## 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

### ◇島根県営住宅条例の一部を改正する条例（条例第29号）

#### 1 条例の概要

##### (1) 引用する条項の整理（第6条関係）

##### (2) 県営住宅の設置を定めた別表から次の団地を削除することとした。（別表関係）

団地の名称	所在地
星島団地	江津市

## 2 施行期日

1の(1)については公布の日から、1の(2)については規則で定める日から施行することとした。

### ◇島根県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（条例第30号）

#### 1 条例の概要

##### 発電所の設置（別表第1関係）

名 称	最 大 出 力	供 給 先
江津浄水場太陽光発電所	430キロワット	中国電力株式会社

## 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 25 年 7 月 5 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

### 島根県条例第 21 号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和26年島根県条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「及び武力攻撃災害等派遣手当」を「、武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」に改める。

第15条の10第 1 項中「」に規定する職員が」の次に「、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当は新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第44条に規定する職員が」を加える。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 25 年 7 月 5 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 島根県条例第 22 号

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例（昭和48年島根県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成 5 年法律第72号。以下「特定農山村法」という。）」を削る。

第 1 条の 2 第 1 項中「、法人又は個人」を「、青色申告書（法人税法（昭和40年法律第34号）第 2 条第37号又は所得税法（昭和40年法律第33号）第 2 条第 1 項第40号に規定する青色申告書をいう。第 4 条及び第 7 条第 1 項において同じ。）を提出する法人若しくは個人又は連結親法人（法人税法第 2 条第12号の 7 の 2 に規定する連結親法人をいう。以下この条、第 4 条及び第 7 条第 1 項において同じ。）若しくは当該連結親法人による連結完全支配関係（同法第 2 条第12号の 7 の 7 に規定する連結完全支配関係をいう。第 4 条及び第 7 条第 1 項において同じ。）にある連結子法人（同法第 2 条第12号の 7 の 3 に規定する連結子法人をいう。以下この条、第 4 条及び第 7 条第 1 項において同じ。））」に、「ソフトウェア業又は旅館業（下宿営業を除く。以下同じ。）」を「旅館業（下宿営業を除く。第 4 条及び第 7 条第 1 項において同じ。）、情報サービス業又は離島振興法第二十条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成 5 年自治省令第 1 号。以下「離島振興法省令」という。）第 1 条に規定する事業」に、「離島振興法第二十条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成 5 年自治省令第 1 号。以下「離島振興法省令」という。）第 1 条」を「離島振興法省令第 2 条第 1 号イ」に、「同条に規定する設備」を「租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第 3 項の表の第 2 号又は第45条第 2 項の表の第 2 号の規定の適用を受ける設備

(一の生産等設備(ガスの製造又は発電に係る設備を含む。))であって、取得価額の合計額が離島振興法省令第 2 条第 1 号イ(1)又は(2)に掲げる事業の区分に応じそれぞれ当該(1)又は(2)に規定する額以上のものに限る。)に、「当該法人又は個人」を「当該法人若しくは個人又は連結親法人若しくはその連結子法人」に改め、同項第 1 号中「第 2 条」を「第 3 条」に改め、同項第 2 号中「離島振興法省令第 1 条第 2 項に規定する」を「製造の事業等の用に供する」に改め、「及び次号」を削り、「工場用の建物等」を「製造業用の建物等」に改め、同項第 3 号中「工場用の建物等」を「製造の事業等の用に供する建物」に、「除く。以下」を「除く。第 4 条第 3 号、第 7 条第 1 項第 3 号及び第 8 条第 3 号において」に改める。

第 4 条中「(法人税法(昭和40年法律第34号)第 2 条第37号又は所得税法(昭和40年法律第33号)第 2 条第 1 項第40号に規定する青色申告書をいう。次条及び第 7 条第 1 項において同じ。）」、「(法人税法第 2 条第12号の 7 の 2 に規定する連結親法人をいう。以下この条、次条及び第 7 条第 1 項において同じ。))」、「(同法第 2 条第12号の 7 の 7 に規定する連結完全支配関係をいう。第 7 条第 1 項において同じ。))」及び「(同法第 2 条第12号の 7 の 3 に規定する連結子法人をいう。以下この条及び第 7 条第 1 項において同じ。))」を削り、「(昭和32年法律第26号)第12条第 1 項」を「第12条第 3 項」に、「第45条第 1 項」を「第45条第 2 項」に、「を超える」を「以上の」に改め、同条第 2 号中「工場用の建物又はホテル用、旅館用若しくは簡易宿所用の建物」を「製造の事業等の用に供する建物及びその附属設備」に改め、「及び次号」を削り、「工場用の建物等」を「製造業用の建物等」に、「) 及び」を「) 並びに」に改め、同条第 3 号中「工場用の建物等」を「製造の事業等の用に供する建物」に改める。

第 5 条及び第 6 条を次のように改める。

#### 第 5 条及び第 6 条 削除

第 7 条第 1 項中「第33条各項の規定により過疎地域とみなされる区域として過疎法第 2 条第 2 項の規定により公示された区域を含む。」を「第33条第 1 項の規定に基づいて新たに当該過疎地域に該当することとなった地区を除く。」に改

め、「第 2 号において同じ。」を削り、「（第 1 号において）」を「（以下この項において）」に改め、「供するため」の次に「、過疎地域自立促進特別措置法第三十一条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成12年自治省令第20号。以下この項において「過疎法省令」という。）第 1 条第 1 号イに規定する期間内に」を加え、「第12条第 1 項の表の第 1 号」を「第12条第 1 項の表の第 1 号の第 2 欄」に、「第45条第 1 項の表の第 1 号」を「第45条第 1 項の表の第 1 号の第 2 欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第12条第 1 項の表の第 1 号の第 3 欄又は第45条第 1 項の表の第 1 号の第 3 欄」に、「過疎地域自立促進特別措置法第三十一条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成12年自治省令第20号。第 1 号において「過疎法省令」という。）」を「過疎法省令」に改め、同項第 2 号中「工場用の建物、情報通信技術利用事業の用に供する建物又はホテル用、旅館用若しくは簡易宿所用の建物」を「製造の事業等の用に供する建物及びその附属設備」に改め、「及び次号」を削り、「工場用の建物等」を「製造業用の建物等」に、「」及び」を「」並びに」に改め、同項第 3 号中「工場用の建物等」を「製造の事業等の用に供する建物」に改める。

附則第 5 項中「若しくは第 5 条第 1 号に規定する建物及びその敷地である土地の取得」を削る。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 この条例による改正後の特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例（以下「新条例」という。）第 1 条の 2 第 1 項の規定は、同項に規定する離島振興対策実施地域内において、青色申告書を提出する法人若しくは個人又は連結親法人若しくは当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、同項に規定する製造の事業等の用に供するため、平成25年 4 月 1 日以後に同項の規定に該当する設備を新設し、又は増設した場合について適



用し、この条例による改正前の特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例（以下「旧条例」という。）第 1 条の 2 第 1 項に規定する離島振興対策実施地域内において、法人又は個人が、同項に規定する製造の事業等の用に供するため、同日前に同項の規定に該当する設備を新設し、又は増設した場合については、なお従前の例による。

- 3 新条例第 4 条の規定は、同条に規定する半島振興対策実施地域内において、青色申告書を提出する法人若しくは個人又は連結親法人若しくは当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、同条に規定する製造の事業等の用に供するため、平成 25 年 4 月 1 日以後に同条の規定に該当する設備を新設し、又は増設した場合について適用し、旧条例第 4 条に規定する半島振興対策実施地域内において、青色申告書を提出する法人若しくは個人又は連結親法人若しくは当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、同条に規定する製造の事業等の用に供するため、同日前に同条の規定に該当する設備を新設し、又は増設した場合については、なお従前の例による。

島根県議会議員及び島根県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 25 年 7 月 5 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

### 島根県条例第 23 号

島根県議会議員及び島根県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

島根県議会議員及び島根県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成 6 年島根県条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条中「第 143 条第 1 項第 4 号の 2」を「第 143 条第 1 項第 4 号の 3」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

島根県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 25 年 7 月 5 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

#### 島根県条例第 24 号

島根県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例の一部を改正する条例

島根県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例（平成17年島根県条例第66号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 項及び第 6 項中「平成25年 3 月31日」を「平成30年 3 月31日」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の島根県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例の規定は、平成25年度分の島根県国民健康保険調整交付金から適用する。

島根県子ども・子育て支援推進会議条例をここに公布する。

平成 25 年 7 月 5 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 島根県条例第 25 号

### 島根県子ども・子育て支援推進会議条例

#### (設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 77 条第 4 項の規定に基づき審議会その他の合議制の機関として、島根県子ども・子育て支援推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

#### (組織)

第 2 条 推進会議は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、子ども・子育て支援法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援に関し十分な知識又は経験を有する者その他知事が必要と認める者のうちから、知事が任命する。

#### (任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

#### (会長)

第 4 条 推進会議に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

#### (会議)

第 5 条 推進会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

## (専門委員)

第 6 条 推進会議に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し十分な知識又は経験を有する者のうちから、知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

## (部会)

第 7 条 推進会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 推進会議は、その定めるところにより、部会の議決をもって推進会議の議決とすることができる。

## (庶務)

第 8 条 推進会議の庶務は、健康福祉部において処理する。

## (委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

## 附 則

## (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

## (経過措置)

2 この条例の施行の日以後最初に開かれる会議は、第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、知事が招集するものとする。

島根県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 25 年 7 月 5 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 島根県条例第 26 号

島根県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

島根県動物の愛護及び管理に関する条例（平成18年島根県条例第21号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「えさ」を「餌」に改め、同条第 7 号中「飼いねこ」を「飼い猫」に、「ねこを」を「猫を」に改め、同条第 8 号中「さく」を「柵」に改める。

第 4 条第 1 項中「第 3 項」を「第 6 項」に改める。

第 5 条第 1 号中「えさ」を「餌」に改める。

第 7 条（見出しを含む。）中「ねこの」を「猫の」に改め、同条各号中「飼いねこ」を「飼い猫」に改める。

第 9 条中「第 6 号」を「第 7 号」に改める。

第12条の見出し中「ねこ」を「猫」に改め、同条第 1 項中「第35条第 1 項又は第 2 項」を「第35条第 1 項本文又は第 3 項」に、「ねこ」を「猫」に改め、「ときは」の次に「、法第35条第 2 項の規定によるほか」を加え、同条第 2 項中「前項の場合」を「法第35条第 1 項本文又は第 3 項の規定により犬又は猫の引取りを求められた場合（同条第 1 項ただし書の規定による場合を含む。）」に改め、同条第 3 項中「第35条第 1 項」を「第35条第 1 項本文」に、「ねこ」を「猫」に改める。

第14条中「ねこ」を「猫」に改める。

第15条第 1 項中「第35条第 2 項」を「第35条第 3 項」に、「ねこ」を「猫」に改める。

第16条第 1 項中「第35条第 1 項」を「第35条第 1 項本文」に、「ねこ」を「猫」に改める。

第19条第 1 項中「第12条第 1 項第 4 号」を「第12条第 1 項第 3 号」に、「動物取扱業者」を「第一種動物取扱業者及び法第24条の 3 第 1 項に規定する第二種動

物取扱業者」に改める。

第23条第1項第8号中「第35条第1項」を「第35条第1項本文」に、「ねこの引取り」を「猫の引取り」に改め、「者」の次に「（同項ただし書の規定により引取りを拒否する場合を除く。）」を加え、同号ア及びイ中「ねこ」を「猫」に改め、同条第3項中「第35条第2項」を「第35条第3項」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成25年9月1日から施行する。

貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 25 年 7 月 5 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

### 島根県条例第 27 号

貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

貸付金の返還債務の免除に関する条例（昭和59年島根県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表新規自営漁業者定着支援資金の項中「うち、」の次に「漁業協同組合等が水産庁長官が選定した者の補助を受けて行う漁労技術習得研修（研修修了後、独立して漁業を営むことを目指す者に対して行う研修に限る。以下この項において「国の研修」という。）又は」を加え、「「研修」を「「県の研修」に改め、「受けた期間」の次に「（国の研修及び県の研修のいずれも受けた者は、それぞれの研修を受けた期間を合算した期間）」を加え、「研修終了時の」を「国の研修又は県の研修のいずれか一方を受けた者にあつては当該研修を修了した日、国の研修及び県の研修のいずれも受けた者にあつては最後に受けた研修を修了した日における」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。



島根県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 25 年 7 月 5 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

### 島根県条例第 28 号

島根県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

島根県道路占用料徴収条例（昭和28年島根県条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表中「（令第7条第2号）」を「（令第7条第4号）」に、

令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料		占用面積 1 平方メートルにつき1	200円	64円	210円	67円20銭
令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設		月	100円	95円	105円	99円75銭
令第7条第6号に掲げる施設	建築物	占用面積 1 平方メートルにつき1	A に 0.014 を乗じて得た額	A に 0.018 を乗じて得た額	A に 0.0147 を乗じて得た額	A に 0.0189 を乗じて得た額
	その他のもの	年	A に 0.01 を乗じて得た額	A に 0.013 を乗じて得た額	A に 0.0105 を乗じて得た額	A に 0.01365 を乗じて得た額
令第7条第9号に掲げる器具			A に 0.025 を乗じて得た額		A に 0.02625 を乗じて得た額	

を

令第7条第2号に掲げる	占用面積	1,000円	950円	1,050円	997円50
-------------	------	--------	------	--------	--------

る工作物		1 平方				銭
令第 7 条第 3 号に掲げる施設		メートルにつき 1 年	A に 0.025 を乗じて得た額		A に 0.02625 を乗じて得た額	
令第 7 条第 4 号に掲げる工事用施設及び同条第 5 号に掲げる工事用材料		占有面積 1 平方メートルにつき 1 年	200円	64円	210円	67円20銭
令第 7 条第 6 号に掲げる仮設建築物及び同条第 7 号に掲げる施設		月	100円	95円	105円	99円75銭
令第 7 条第 8 号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占有面積 1 平方メートルにつき 1 年	A に 0.014 を乗じて得た額	A に 0.018 を乗じて得た額	A に 0.0147 を乗じて得た額	A に 0.0189 を乗じて得た額
	その他のもの		A に 0.025 を乗じて得た額		A に 0.02625 を乗じて得た額	
令第 7 条第 9 号に掲げる施設	建築物		A に 0.014 を乗じて得た額	A に 0.018 を乗じて得た額	A に 0.0147 を乗じて得た額	A に 0.0189 を乗じて得た額
	その他のもの		A に 0.01 を乗じて得た額	A に 0.013 を乗じて得た額	A に 0.0105 を乗じて得た額	A に 0.01365 を乗じて得た額
令第 7 条第 12 号に掲げる器具			A に 0.025 を乗じて得た額		A に 0.02625 を乗じて得た額	

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

島根県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 25 年 7 月 5 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**島根県条例第 29 号**

島根県営住宅条例の一部を改正する条例

島根県営住宅条例（昭和34年島根県条例第49号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項第 5 号中「第21条」を「第30条」に改める。

別表中 「星 島 団 地」を「沖 の 浜 団 地」に改める。  
沖 の 浜 団 地

附 則

この条例中第 6 条第 2 項第 5 号の改正規定は公布の日から、別表の改正規定は規則で定める日から施行する。

島根県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 25 年 7 月 5 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

### 島根県条例第 30 号

島根県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

島根県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年島根県条例第60号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

江津高野山風力発電所	20,700
------------	--------

を

江津高野山風力発電所	20,700
江津浄水場太陽光発電所	430

に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。